

## 手形・小切手の交換方法を電子化する「電子交換所」設立に伴うお手続きについて

全国銀行協会は、これまで各地の手形交換所で行ってきた金融機関間の手形・小切手の交換方法を電子化します。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を令和4年11月に設立いたします。

お客さまのお手続き方法に変更はなく、従来どおり紙の手形・小切手をお持ち込みいただけます。

### 【 ご留意事項 】

#### 《 手形・小切手のご記入方法と禁止事項 》

電子交換所では、手形・小切手の券面の情報を読み取り、電子データ化のうえ金融機関間でイメージデータの送受信を行います。券面の情報を正しく読み取るために、以下のご記入方法、禁止事項をご確認ください。

##### 1. 金額欄のご記入方法

###### (1) アラビア数字（算用数字、1, 2, 3…）でご記入の場合

- ・チェックライターを使用してください。
- ・金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
- ・チェックライターによる金額は濃い文字となるよう、インクをご確認ください。

###### (2) 漢数字でご記入の場合

- ・文字の間をつめ、下表の漢数字のみを使用してください。  
(下表の漢数字以外読み取ることができません。)
- ・崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- ・金額の頭には「金」を、その終わりには「円」、または「円也」を記入してください。

<電子交換所で読み取ることのできる漢数字一覧>

|     | 1 |   |   | 2 |   |   |   | 3  |   | 4   |   |   | 5     |   | 6      |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|----|---|-----|---|---|-------|---|--------|---|---|
| 漢数字 | 壹 | 壺 | 弍 | 弍 | 弍 | 貳 | 貳 | 参  | 参 | 四   | 泗 | 肆 | 五     | 伍 | 六      | 陸 |   |
|     | 7 |   |   | 8 |   | 9 |   | 10 |   | 100 |   |   | 1,000 |   | 10,000 |   |   |
| 漢数字 | 七 | 漆 | 質 | 八 | 捌 | 九 | 玖 | 拾  | 什 | 百   | 陌 | 佰 | 千     | 仟 | 阡      | 万 | 萬 |

(その他) 金、円、圓 (円の異体字)、億

##### 2. 訂正方法

###### (1) 金額を誤記された場合

- ・訂正せずに、新しい手形・小切手用紙を使用してください。

###### (2) 金額以外の記入事項を訂正される場合

- ・訂正箇所にお届け印を捺印してください。
- ・訂正の記入や捺印を、金額欄、金融機関名、QRコード欄、MICR欄に重ねないでください。

##### 3. 禁止事項

###### (1) 余白にメモ書き禁止

- ・券面へのメモ書きはしないでください。

###### (2) 複記、補記禁止

- ・文字による複記、補記はしないでください。

#### 《 その他 》

紙の手形・小切手は、お支払後、受取人の取引金融機関で3ヵ月間保管されます。偽造・変造が疑われ、現物の確認が必要となる場合には、速やかにお申し出ください。

### 電子的な決済手段への移行をご検討ください

政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、令和8年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や管理コストの削減など支払側と受取側双方にあります。電子記録債権のご利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせ下さい